

北海道告示第 10214 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 5 年 6 月 16 日までに北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 5 年 2 月 16 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハピオ

河東郡音更町木野大通西 7 丁目 1 番地 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

木野農業協同組合 代表理事組合長 黒田 浩光

河東郡音更町木野大通西 6 丁目 1 番地

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

木野農業協同組合 代表理事組合長 村瀬 寿夫

河東郡音更町木野大通西 6 丁目 1 番地

(変更後)

木野農業協同組合 代表理事組合長 黒田 浩光

河東郡音更町木野大通西 6 丁目 1 番地

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更事項
木野農業協同組合	代表理事組合長 村瀬 寿夫	河東郡音更町木野大通西 6 丁目 1 番地	
株式会社マツダ樹生園	代表取締役 松田 憲治	河東郡音更町木野大通東 5 丁目 1	①
有限会社 シルバークリーナーズ	代表取締役 福田 英世	河東郡音更町木野大通東 13 丁目 2 番地 44	②
株式会社丸信増山商会	代表取締役 増中 文正	河東郡音更町木野大通東 4 丁目 1 番地	
六花亭商事株式会社	代表取締役 小田 豊	帯広市西 24 条北 1 丁目 3 番 19 号	
有限会社片原商店	代表取締役 星 憲一	河東郡上士幌町字上士幌東 3 線 237 番地	
株式会社珈琲専科ヨシダ	代表取締役 三野宮 厚子	帯広市西 15 条南 1 丁目 2 番地 10	

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更事項
木野農業協同組合	代表理事組合長 黒田 浩光	河東郡音更町木野大通西 6 丁目 1 番地	③
株式会社丸信増山商会	代表取締役 増中 文明	河東郡音更町木野大通東 4 丁目 1 番地	④

六花亭商事株式会社	代表取締役 小田 文英	帯広市西 24 条北 1 丁目 3 番 19 号	⑤
有限会社片原商店	代表取締役 星 憲一	河東郡上士幌町字上士幌東 3 線 237 番地	
株式会社珈琲専科ヨシダ	代表取締役 曾根 一	帯広市西 15 条南 1 丁目 2 番地 10	⑥

(4) 変更の年月日

- 上記(3)ア 令和 4 年 6 月 15 日
- 上記(3)イ① 令和 2 年 2 月 28 日
- 上記(3)イ② 令和 5 年 2 月 9 日
- 上記(3)イ③ 令和 4 年 6 月 15 日
- 上記(3)イ④ 令和元年 6 月 25 日
- 上記(3)イ⑤ 令和 3 年 4 月 1 日
- 上記(3)イ⑥ 令和元年 8 月 8 日

(5) 変更する理由

- 上記(3)ア 代表者変更のため
- 上記(3)イ① 撤退のため
- 上記(3)イ② 小売業者以外のため
- 上記(3)イ③ 代表者変更のため
- 上記(3)イ④ 代表者変更のため
- 上記(3)イ⑤ 代表者変更のため
- 上記(3)イ⑥ 代表者変更のため

2 届出年月日

令和 5 年 2 月 9 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和 5 年 2 月 16 日（木）から令和 5 年 6 月 16 日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで